

設等整備費 整字校費 備校費 費産費	整備費補助金			

- (注) 1 「学校教育設備整備費等補助金(高等学校産業教育設備整備費)」欄の国の「歳出予算科目」欄は、「(項)学校教育振興費(目)学校教育設備整備費等補助金(高等学校産業教育設備整備費)」の公立学校分を記入し、さらに基準設備、普通科等産業教育設備、共同製作設備材料、設備更新、設備更新、普通科等家庭科、専攻科、産業教育共同利用施設及び農業経営者育成高等学校拡充整備に細分して記入する。
- 2 「公立学校施設整備費補助金(高等学校産業教育施設整備費)」欄の国の「歳出予算科目」欄は、「(項)公立文教施設整備費(目)公立学校施設整備費補助金(高等学校産業教育施設整備費)」を記入し、さらに一般施設、普通科等家庭科、専攻科、産業教育共同利用施設、農業経営者育成高等学校拡充整備、農場施設整備、実習船及び特別装置の経費に細分して記入する。
- 3 「地方公共団体」の「科目」欄は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入する。なお、歳出にあつては「国の歳出予算科目」欄に記入した経費の細分に対応する経費は、内訳として記入する。
- 4 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額等、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入する。
- 5 国庫補助金に係る事業の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる事業の国庫補助金調書の作成は、本表に準ずる。この場合において、地方公共団体の歳入「科目」に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって付記する。